

武蔵野市給水条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市給水条例の一部を改正する条例

武蔵野市給水条例（昭和35年4月武蔵野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>（給水装置の新設等の承認等）</p> <p>第4条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（給水装置の新設等の承認等）</p> <p>第4条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>字句の改正</p>
<p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第36条の2 （略）</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置</p>	<p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第36条の2 （略）</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置</p>	<p>字句の改正</p>

<p>の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第42条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第4条第1項の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をした者</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>	<p>の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第42条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第4条第1項の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をした者</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>	<p>字句の改正</p>
--	--	--------------

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の施行による水道法（昭和32年法律第177号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。